

制度情報—2023年2月の法令から—  
北京市大地律師事務所  
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

行政機関の枠を超えた総合監督管理を充分進めること  
に関する国務院弁公庁の指導意見

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2023〕1号

(公布日) 2023年2月17日

1. 主なポイント

- (1) 2023年に中国政府は、行政機関の枠を超えた総合監督管理制度を提起し、2025年の主な目標に掲げた。例えば、2023年末迄に行政機関の枠を超えた総合監督管理重点事項リスト管理と動態更新システムを確立し、一部の分野で行政機関の枠を超えた総合監督管理の試験を実施するとした。(第3条)
- (2) 食品・薬品・医療機器・危険化学物・ガス・特殊設備・建設工事の品質・違法な金融活動等の重点分野や新興分野は、行政機関の枠を超えた総合管理を行う重点分野となっている。(第4条)
- (3) 「指導意見」は、実務において存在していた複数の行政機関での重複検査や重複処分及び検査基準の不一致等の問題に対する制度化を行なった。例えば、同じ企業に対し、2機関以上の行政機関が異なる検査の実施を同時に行なえる場合、原則として行政機関の枠を超えた合同検査を実施しなければならないとした。(第6条、第9条)
- (4) これから一時期、「行政機関の枠を超えた総合管理」体制の主な目標は、リスクの予防と企業の違法行為に対する処分の強化と思われる。
  - ① 「インターネット+管理」等の情報システムを利用し、リスクの潜在的な危険性に対する行政機関の枠を超えた連携モニタリングを強化し、各種リスクの潜在的な危険性を早期に発見し、処分すること。
  - ② 企業に存在する問題の手がかりの収集ルートを広げ、ホットラインを通じ、中国全土が一体化したオンライン管理プラットフォーム、業界協会、ニュースメディア等、複数のルートから企業の問題を収集し、ビッグデータによる分析を行う。
  - ③ 行政機関の枠を超えた連携信用管理を進め、企業に違法な信用失墜行為を発見した場合、遅滞なく関係する機関に通報し、懲戒の連携を実施する。(第8条、第10条、第11条)

## 2. 今後の留意点

近年、行政管理体制の改革は、簡素化が進み、情報化の度合いが高まることで、日系企業の負担軽減にとって積極的な意義がある。これと同時に「インターネット+管理」システムによって実施される連携モニタリング、情報の共有、連携操作や連携懲戒等の行動により、日系企業の経営コンプライアンス性に対して更に高い要件が提起され、経営判断を行ったり、企業活動を展開する時、更にコンプライアンス性の確認とリスクの排除に注意が必要となってくる。（全19条）

### 個人情報の海外提供に関する基準契約弁法

（発令元）国家インターネット情報弁公室

（法令番号）国家インターネット情報弁公室令第13号

（公布日）2023年2月24日

（施行日）2023年6月1日

#### 1. 主なポイント

(1) 本弁法は、個人情報処理者が基準契約を締結する方式を通じて海外に個人情報を提供する場合、同時に次の4種類の事由に適合しなければならないと規定している。

- ①重要情報インフラストラクチャの事業者でない場合。
- ②個人情報の取り扱いが100万名分以下の場合。
- ③前年1月1日からの累計で、個人情報の海外提供が10万名分以下の場合。
- ④前年1月1日からの累計で、センシティブな個人情報の海外提供が1万名分以下の場合。

（第4条第1項）

(2) 本弁法では、2022年6月に公布された意見聴取稿と異なり、個人情報処理者が個人情報を海外に提供する手段や方式を変更してはならないことが追加された。即ち個人情報処理者は、数量の分割等の手段を講じてはならず、法に基づいて海外提供安全評価に合格した個人情報を基準契約を締結するという方式を通じて海外に提供しなければならないとした。（第4条第3項）

(3) 個人情報処理者は、個人情報を海外へ提供する前に、個人情報保護アセスメント評価を行い、重点評価内容を列挙しなければならない。（第5条）

(4) 原則として個人情報処理者は、本弁法の契約書式にて個人情報海外提供基準契約を締結する必要がある。海外の受信者と別の条項を約定することもできるが、基準契約と齟齬を生じないことや、契約発効後でなければ個人情報の海外提供を行えないことに注意しなければならない。

（第6条）

(5) 個人情報を処理する中国国内の企業は、基準契約生效后10営業日以内に、企業所在地の省級インターネット情報機関で届け出を行う必要がある。（第7条）

(6) 省級インターネット情報機関が個人情報の海外提供に高いリスクがあることを発見したか、

個人情報安全にかかわる事件が起きた場合、法に基づいて個人情報処理者と面談を行い、改善を求めることができる。（第11条）

## 2. 今後の留意点

この弁法は、2023年6月1日から施行される。それまでに中国国内の企業が海外に個人情報を提供する場合、企業の様々な個人情報を海外に提供する処理行為に対してコンプライアンス評価を行い、2023年12月31日迄にコンプライアンス違反行為は改善を完了しておく必要がある。例えば、本弁法の契約書式で基準契約を締結した場合、企業所在地の省級インターネット情報機関に届け出を行い、個人情報保護アセスメント評価等を自ら行うか、第三者機関（個人情報処理評価会社か法律事務所等）に委託して行う。（全13条）

### 軍民両用品目の輸出管理規制業務をより一層適切に行うこと に関する商務部弁公庁の通知

（発令元）商務部弁公庁

（法令番号）商弁安管函〔2023〕35号

（公布日）2023年2月12日

## 1. 主なポイント

- (1) 各省級商務所管機関が管轄区内の軍民両用品目輸出経営者に対する監督管理と指導を強化し、輸出経営者が許可プロセス及びエンドユーザーと最終的な用途に関する規定を順守するよう要請する。（第3条）
- (2) 軍民両用品目の輸出管理規制に対する内部コンプライアンス制度を確立し、運行状況の良好な輸出経営者については、商務部に特定両用品目の輸出に汎用許可（主に輸出経営者が許可証に記載された範囲と有効期間中、複数のエンドユーザーに複数種類の両用品目を何度も輸出することを許可することを指す。）を適用する等の便宜措置を申請することができる。（第5条）
- (3) 商務部や他の所管機関（税関等）は、今後企業の軍民両用品目輸出への常態化法執行検査を強化し、専門の法執行を行う。違法リスクが存在することを発見した場合、商務部は、監督管理訓戒や警告書の発行等の措置を講じることができる。輸出経営者が積極的に調査へ協力し、自主的に挽回措置を講じた場合、商務部は、法に基づいて違法・規則違反行為を斟酌し、処分を軽くすることができる。（第6条）

## 2. 今後の留意点

国際政治情勢の変化に伴い、中国政府は軍民両用品目の輸出に対する管理規制を強化する恐れがある。このため、在中日系企業及び従業員は、両用品目輸出管理規制の範囲を習熟し、輸出管理規

制物品リスト、輸出目的地の国や地域、エンドユーザー等の要素を踏まえ、輸出予定の貨物、技術やサービスが両用品目等に該当するか否かを判別し、『両用品目輸出管理規制内部コンプライアンス指針』を参照して、会社の実情に適合する輸出管理規制の内部コンプライアンス制度を制定する必要がある。（全7条）

### 輸入貨物通関申告書要件の調整に関する税関総署の公告

（発令元）税関総署

（法令番号）税関総署公告 2023 年第 14 号

（公布日）2023 年 2 月 21 日

（施行日）2023 年 3 月 1 日

#### 1. 主なポイント

- (1) 『中華人民共和國税関輸入貨物通関申告書』及び『中華人民共和國税関輸入貨物届け出リスト』関連項目の記入要件を調整し、2022 年 9 月 19 日に税関総署が公告で定めた「予防消毒済」という申告項目を廃止した。（第 1 条）
- (2) 実際に輸入する貨物の「運送開始日」が新型コロナウイルス感染症の予防管理に関わる場合でも、「運送開始日」の記入を不要とした。（第 2 条）

#### 2. 今後の留意点

新型コロナウイルス感染症の増加と有効は全体として抑制されるに伴い、税関総署は、これまで新型コロナウイルス感染症のため非コールドチェーン等の輸入に対して講じていた税関輸入貨物通関の申告項目を廃止し、2023 年 3 月 1 日から実施している。日系企業が出荷人・受取人及び通関代理人で輸入貨物の通関申告書を記入する際には、この要件で記入する必要がある。（全 2 条）

### 公共分野車両の全面的な電動化先行区での試業界務 に関する工業情報化部等八機関の通知

（発令元）工業情報化部、交通運輸部、発展改革委員会、

財政部、生態環境部、住宅都市農村建設部、

国家エネルギー局、国家郵政局

（法令番号）工信部聯通装函〔2023〕23 号

（公布日）2023 年 2 月 3 日

#### 1. 主なポイント

- (1) 工業情報化部、交通運輸部等中央政府 8 機関は、中国全土の範囲で公共分野車両の全面的な電動化先行区での試業界務を開始する予定である。電動化目標の公共分野の車両とは、公用車・都市乗合バス・タクシー（ツアータクシーとネット予約のタクシーを含む。）・環境衛生・郵政宅送・都市物流配送・空港等 7 分野の車両を指す。試験期間は、2023 年から 2025 年までとする。
- (2) 試験エリアでの車両の電動化レベルを引き上げ、2025 年までに都市乗合バス・タクシー・環境衛生・郵政宅送・都市物流配送等の分野における電動化率 80%を到達する。（第 2 条第 (1) 項）
- (3) 試験エリア（第 1 次試験都市計画は、2023 年 3 月 31 日迄に書類を提出し、これ以降は、試験都市を選定し、公表する可能性がある。）新たに建設する公共充電スタンドが公共分野の新エネルギー自動車に占める数量の割合が 1:1 を達成するようにして、高速道路サービスエリアの充電施設駐車スペース数が小型駐車スペース数の 10%を下回らないようにする。（第 2 条第 (2) 項）
- (4) 中国政府は、様々な優遇及び補助措置を打ち出し、スマート充電、高効率充電、自動充電、急速電池交換等、新型電池交換技術を応用し、新エネルギー自動車とエネルギー、交通等分野の融合発展を加速させる。（第 3 条第 (2) 項、第 3 条第 (4) 項）

## 2. 今後の留意点

情報によれば、最近 EU では、2035 年迄に EU 市場において全ての内燃機関、ガソリンやディーゼル等の伝統的な化石燃料車、軽油混合車等の燃料補給が必要な新車を含めた販売を禁止する法律が可決されたという。工業情報化部等の中央政府 8 機関が当該通知を公布した趣旨は、新エネルギー自動車の全面的な市場化開拓とグリーン脱炭素交通運輸システムに模範的な役割を担わせるためである。

今後中国政府は、新エネルギー車及び電動自動車への支持力を高め、新エネルギー自動車は、グローバルな自動車産業の構造転換と高度化の主な方向になってゆく。このため、フルセット自動車の製造販売・部品・エネルギー電力等の面で関連のある日系企業は、政府及び市場発展の動向に基づいて、コンプライアンス性に留意しつつ、企業の発展戦略を調整してゆく必要がある。（全 5 条）

### 『2023 年国家基準立件指針』の公布に関する国家基準化管理委員会の通知

（発令元）国家基準化管理委員会

（公布日）2023 年 2 月 16 日

## 1. 主なポイント

- (1) 中国政府は、基礎汎用・産業の性質・新興産業と融合した技術等の分野の基準の制定と改訂を重点的に支持し、積極的に国際基準に転化し、これを採用して、中国国内の基準と国際基準の一致性を向上させる。（第 1 条第 (2) 項、第 (4) 項）

(2) 安全リスクが高く、大衆の注目度が高いホットな問題及び重点分野に対し、中国政府は基準の制定と改訂を加速させる。同時に、制定、改訂すべき強制国家基準の分野を列挙した。具体的には、次の通り。

- ①種子（種苗）及び家畜の安全、食の安全、エネルギーの安全等の分野の初級製品の安全基準。
- ②農薬、消費品の化学的な安全、化粧品の安全、医療機器の安全、電子製品の安全、自動車の安全、機械設備の安全等の分野の工業製品の安全基準。
- ③商品への過剰包装の制限、汚染物質の排出、環境品質等の分野における資源環境の安全基準。
- ④危険化学物の安全、工業過程における作業の安全、蓄電所の安全等の分野における公共の安全基準。（第2条第（1）項）

(3) 農業や農村分野、消費品や食品分野、医療健康分野、ハイエンド装備の製造分野、新興技術分野、サービス業分野等、14分野は、2023年中国政府が国家基準の制定及び改訂を重点的に推薦し、これを推奨する分野である。同時に、本指針には、各分野の具体的な方向を列挙した。（第2条第（2）項）

(4) 強制国家基準プロジェクトと推薦国家基準プロジェクトの所管機関、国際基準と接続し、基準を制定・改訂する期間等の申告要件を定めた。例えば、強制国家基準プロジェクトの制定では、申請書の審査期間は、24ヶ月を超えてはならないものとした。（第3条）

## 2. 今後の留意点

中国政府は、今後各分野・各業界の強制国家基準と推薦国家基準の制定及び改訂作業を強化すると思われる。国家基準立件計画は、四回に分けて集中的に通達される。一般的に各四半期末（3月、6月、9月、12月）で、強制国家基準は、企業に対して法的拘束力がある。企業が基準に違反した場合、法令の規制を受ける事になる。このため各分野・各業界の日系企業、業界協会、商会等は、遅滞なく当該分野の強制及び推薦国家基準の制定及び改訂作業に注目し、コンプライアンスに合うよう会社の生産経営管理を調整する必要がある。（全5条）

### 『市場主体登記管理条例』市場主体登記管理業務を徹底してより一層適切に行うこと に関する市場監督管理総局の通知（第2回意見聴取稿）

（発令元）国家市場監督管理総局

（公布日）2023年2月17日

## 1. 主なポイント

(1) 各地の市場監督管理局は、ビッグデータを利用し、企業の住所（経営場所）が本当に存在するか、適法に使用しているか、住所が異常な状態（例えば、一名義・一住所に複数の会社が入居等）にないか検査を行う。（第6条）

- (2) 経営異常名簿や嚴重違法信用失墜リストに入れられ、プリペイドカードを発行していたか、前払い料金を受け取った市場主体は、違法・規則違反か特定の状態が消除した後、休業を申請することができる。上場企業及び登記の前段階審査事項にかかる市場主体は、所管機関から認可を受けた上で休業を申請することができる。（第7条）
- (3) 市場主体が登記抹消手続きをする際、その分支機関の登記を抹消していない場合、簡易登記抹消を申請することができず、一般登記抹消も申請できないことを規定した。（第8条）
- (4) 各地の監督管理機関は、外資系企業が2024年12月31日迄に会社形態、組織機関（コーポレートガバナンス機関）の登記変更手続きを完了するよう指導する。例えば、2020年1月1日迄に設立された外資系の投資会社は、最高意思決定機関を調整する際、もとの最高意思決定機関（董事会）が決議を行い、会社の定款を修正し、株主会を最高意思決定機関に調整し、それから株主会が『会社法』のコーポレートガバナンスに関する事項に基づいて評決を行う。（第9条）
- (5) 各地は、市場主体の「登記」、「監督管理」のクローズド・ループ管理体制を整備し、ビッグデータを総合的に運用し、企業の信用監督管理と「随時検査し、随時公開する」という監督管理手段により企業に対し全過程での監督管理を行う。（第10条）

## 2. 今後の留意点

この通知は、企業が市場に参入するか、撤退する際について一定の規定を定めたものであるが、この通知では依然として一部の内容が原則的すぎるため、各地の監督管理機関が具体的な細分化された規定を公布することが待たれる。日系企業としても、遅滞なく注目する必要がある。しかし地域によって政府機関による政策執行には違いがある可能性があるため、企業は事前に現地の政府機関に確認し、交渉を行い、スムーズに市場主体の登記・変更・休業・登記抹消等の手続きができるように、制度的な手続きコストを節約する必要がある。（全16条）

## II. 法令運用上のケーススタディ解説

### 1. 事件の概要

女子従業員Lは、2019年にA社へ入社、労使双方で労働契約を締結した。入社後、A社からLに「就業規則」が支給されたが、その中では従業員が時間通り出勤する義務を負っており、正当な理由なく連続で10日以上無断欠勤した場合、会社の規則制度に著しく違反したことになるので、会社は、解雇することができるということが明確に規定されていた。2023年1月27日、Lの出産休暇は終了したが、遅々として職場に復帰せず、入社して休暇申請手続きを行うこともなく、会社人事部が微信で職場に復帰しない理由を訊ねても、Lからは何の回答もなかった。

2023年2月14日、A社は『労働契約法』及び「就業規則」の関連条項に基づいて、Lとの労働契約を解除した。そのためLは、現地の労働仲裁委員会に仲裁を申し立て、自分は、まだ授乳期間中にあると主張し、会社は自分との労働契約を解除してはならず、A社が労働契約を継続履行することを請求した。

### 2. 紛争の焦点

A社が会社の「就業規則」に基づきLとの労働契約を解除したことは違法か？

### 3. 弁護士の分析

本件において、A社が『労働契約法』及び「就業規則」の規定に基づいてLとの労働契約を解除した行為は適法である。具体的な分析は、次の通り。

(1) A社は、「就業規則」の制定にあたり公示等の法定プロセスを履行しているため、この「就業規則」はLに対して法的拘束力がある。

本件において、A社は法に基づいて「就業規則」を制定しており、現行の法令や政策に違反しておらず、かつ、Lに支給している。Lも「就業規則」の内容を知り、規則に違反した場合の結果を理解したとして確認の署名をしている。

『労働紛争案件に法律を適用して審理する問題に関する最高裁判所の解釈(1)』(法積[2020]26号)第50条によれば、雇用者は『労働契約法』第4条の規定に基づき、民主的なプロセスを通じて規則制度を制定し、国の法律や行政法規及び政策の規定に違反せず、労働者に公示している場合、労使双方の権利と義務を確定する根拠にできると規定されている。

よって、「就業規則」はLに対して法的拘束力があり、A社がLの労務管理を行う根拠とすることができる。

(2) Lが理由なく無断欠勤したことは、「就業規則」に著しく違反しているため、A社が労働契約を解除したことは適法である。

A社は、「就業規則」の中で、従業員が正当な理由なく10日以上無断欠勤した場合、会社は従業員を解雇する権利があると規定している。『労働契約法』第39条第(2)号には、労働者が



雇用者の規則制度に著しく違反した場合、雇用者が労働契約を解除することができる」と規定されている。

よって、A社が『労働契約法』、「就業規則」の規定に基づいてLとの労働契約を解除したことは、適法かつ有効である。

#### 4. 司法判断

仲裁委員会は、LがA社に契約の継続履行を求めた仲裁請求を却下した。

#### 5. 留意点

実務において、多くの女子従業員は『労働法』の女子従業員に対する特殊な保護を「万能なお守り」と誤解し、消極的サボタージュを行う可能性がある。しかしこれは、如何なる状況においても、会社が妊娠期間・出産期間・授乳期間（以下「三期」という。）にある女子従業員の労働契約を解除できないことを意味していない。女子従業員に『労働契約法』第39条所定の故意か重大な過失事由が存在していた場合、会社は法に基づいて労働契約を解除することができる。このほか、会社は、次の場合に従業員との労働契約を解除するか終了することができる。

- (1) 会社が事前に閉鎖する場合、労働契約の一方である雇用者は存在しなくなるため、労働契約の継続履行はできなくなるため、会社は「三期」の女子従業員との労働契約を事前に終了することができる。
- (2) 多くの女子従業員が自主的に退職を申し出るかもしれず、このケースでのリスクは低い。このため、企業も従業員と協議を行い、従業員が自発的に退職を申し出させるようにすることを選んでもよい。

また、実務において女子従業員の特殊な保護か労働契約解除に関する案件は多く、処理過程で様々な問題に遭遇する可能性がある。会社は、処理の過程で合理的な処理テクニックを駆使し、関連事項に注意し、コンプライアンス性に留意しながら従業員との紛争を解決することができる。例えば、中国の法律には従業員の無断欠勤を如何に処理するかについて明文規定がないため、会社は法に基づいて社内の規則制度を制定して制度化しており、制定した規則制度を従業員に掲示し、そのことについての証拠を保管しておく必要がある。